吹田市制施行80周年記念市民企画事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、吹田市制施行80周年を記念して市民自らが企画し、実施する事業に要する 経費の一部に対し、吹田市制施行80周年プロジェクト会議(以下「プロジェクト会議」という。) の予算の範囲内において吹田市制施行80周年記念市民企画事業補助金を交付することにより、 市民主体による吹田市制施行80周年の全市的な機運の醸成を図ることを目的とする。

(補助対象団体)

- 第2条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす 団体とする。
 - (1) 本事業の目的に賛同する任意団体、法人、市民団体などの団体(ただし、政治団体、宗教団体は除く)
 - (2) 吹田市内を主な活動拠点とする団体
 - (3) 3人以上で組織され、かつ、その構成員のうち3人以上が吹田市内に在住し、在勤し、又は在学している者である団体
 - (4) 組織の運営に関する規則(規約、会則等)を有している団体 (補助対象事業)
- 第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が吹田市で実施する事業、又は補助対象者が実施する主として吹田市民が事業の成果を享受する事業で、市民企画事業の目的を達成するものであり、所定の期間内に実現可能なものとする。
- 2 次に掲げる事業は、前項の規定にかかわらず補助の対象としない。
 - (1) 政治、宗教を目的とするもの
 - (2) 特定の公職者(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
 - (3) 営利を目的とするもの
 - (4) 公序良俗に反するもの
 - (5) 市、大阪府その他の公共団体の補助金等の交付を受けているもの。ただし、プロジェクト会議が特に必要と認める場合はこの限りではない。
 - (6) その他プロジェクト会議が補助事業として適当でないと認めるもの (実施期間)
- 第4条 補助対象事業の実施期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日とする。 (補助対象経費)
- 第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。
 - (1) 経常的な運営費

- (2) 補助対象者の構成員に対する謝礼、人件費及び交通費
- (3) 備品購入費
- (4) 食糧費
- (5) その他プロジェクト会議が不適当と認めた経費 (補助金の額)
- 第6条 補助金総額は、あらかじめプロジェクト会議が定めた予算の範囲内とする。
- 2 補助金の額は、補助対象経費の総額に4分の3を乗じて得た額とし、20万円(既存事業の場合は10万円)を限度とする。ただし、事業に要する経費の総額から事業に係る収入(この要綱に基づく補助金を除く。)の合計額を差し引いた額の範囲内とする。
- 3 補助金の算出に当たり、1,000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。 (募集)
- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、申請により審査を受け、補助対象事業の認定を受けることとする。
- 2 認定を受けるための申請を受け付けるために、別に募集要項を定めるものとする。 (認定の申請)
- 第8条 補助対象事業の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を、前条第2項の募集要項 で指定する日までに、プロジェクト会議に提出しなければならない。
 - (1) 吹田市制施行80周年記念市民企画事業認定申請書(様式第1号)
 - (2) 事業実施計画書(様式第2号)
 - (3) 収支予算書(様式第3号)
 - (4) 団体概要書(様式第4号)
 - (5) 会員名簿(様式第5号)
 - (6) 定款、規約、会則又はこれに準じるもの
 - (7) その他プロジェクト会議が必要と認める書類
- 2 前項に定める認定の申請は、1団体につき、1事業とする。

(事業の審査及び決定)

- 第9条 認定の申請のあった事業の審査は、プロジェクト会議の委員が行い、認定の可否及び補助金交付予定額は、プロジェクト会議が決定する。
- 2 審査は、申請書類をもとに行うものとし、審査基準については、別に定める。
- 3 プロジェクト会議は、申請をした者に対して、必要に応じてプレゼンテーションの実施を求めることができるものとする。

(審査結果の通知)

- 第10条 プロジェクト会議は、前条の規定による審査結果について、認定の可否にかかわらず、 当該申請をした者に対し、吹田市制施行80周年記念市民企画事業認定申請審査結果通知書(様 式第6号)により通知する。
- 2 この場合において、プロジェクト会議は補助金の交付目的を達成するため必要があると認め

るときは、認定について条件を付することができる。

(交付申請)

- 第11条 前条の規定により認定の通知を受けた者は、次に掲げる書類を別に定める期日までにプロジェクト会議に提出しなければならない。
 - (1) 吹田市制施行80周年記念市民企画事業補助金交付申請書(様式第7号)
 - (2) 事業実施計画書(様式第2号)
 - (3) 収支予算書(様式第3号)
 - (4) 会員名簿(様式第5号)

(交付決定)

- 第12条 プロジェクト会議は、前条による申請を受けたときは、その内容が第9条の審査の際と変わらない(軽微な変更は除く)限りにおいて、予算の範囲内において速やかに補助金の交付を決定し、申請者に対し、吹田市制施行80周年記念市民企画事業補助金交付決定通知書(様式第8号)により通知する。
- 2 この場合において、プロジェクト会議は補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(請求)

第13条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「補助金交付団体」という。)は、 指定する期日までに、吹田市制施行80周年記念市民企画事業補助金交付請求書(様式第9号)を プロジェクト会議に提出しなければならない。

(交付)

第14条 プロジェクト会議は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付する ものとする。

(補助事業の全部又は一部中止の場合の措置)

第 15 条 プロジェクト会議は、天災地変その他補助金交付団体の責めに帰さない理由により補助金交付事業の全部又は一部が中止となった場合は、中止になった時点までに要した経費のうちプロジェクト会議が必要と認める経費については、補助対象経費とすることができる。

(変更等承認申請)

- 第 16 条 補助金交付団体は、補助金の交付を受けた事業(以下、「補助金交付事業」という。) を変更し又は中止・取下げしようとするときは、吹田市制施行 80 周年記念市民企画事業計画変 更等承認申請書(様式第 10 号)をプロジェクト会議に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業変更後の事業実施計画書(様式第2号)【変更時のみ】
 - (2) 事業変更後の収支予算書(様式第3号)【変更時のみ】
 - (3) 事業中止時までの事業実施報告書(様式第13号) 【中止時のみ】
 - (4) 事業中止時までの収支決算書(様式第14号) 【中止時のみ】
 - (5) 補助対象経費の支払を証する書類【中止時のみ】

- (6) 事業の実施状況がわかる資料【中止時のみ】
- 3 プロジェクト会議は、補助金交付団体から第1項に規定する計画変更等承認申請書が提出されたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 プロジェクト会議は、第1項の規定による補助事業の変更、中止又は取下げの申請を承認したときは、吹田市制施行80周年記念市民企画事業計画変更等承認兼補助金変更交付決定通知書(様式第11号)により当該補助金交付団体に通知するものとする。

(実績報告)

- 第17条 補助金交付団体は、補助金交付事業完了後、原則として30日以内、遅くとも令和3年3月31日までに、次に掲げる書類をプロジェクト会議に提出しなければならない。
 - (1) 吹田市制施行80周年記念市民企画事業実績報告書(様式第12号)
 - (2) 事業実施報告書(様式第13号)
 - (3) 収支決算書(様式第14号)
 - (4) 補助対象経費の支払を証する書類
 - (5) 事業の実施状況がわかる資料
 - (6) その他プロジェクト会議が必要と認める書類 (補助金の額の確定)
- 第18条 プロジェクト会議は、前条の規定により事業報告書の提出を受けた場合においては、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、吹田市制施行80周年記念市民企画事業補助金交付額確定通知書(様式第15号)により補助金交付団体に対し通知するものとする。

(精算)

第19条 プロジェクト会議は、補助金交付団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、 既に交付した補助金の額が当該確定額を超えるときは、期限を定めて当該超える額を返還させ るものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第20条 プロジェクト会議は、補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき
 - (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき
 - (3) 第22条又は第23条後段の規定に違反したとき
 - (4) その他この要綱に違反したとき
- 2 プロジェクト会議は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、吹田市制施行80周年記念市民企画事業補助金交付決定取消兼返還通知書(様式第16号)により補助金交付団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第21条 プロジェクト会議は、第16条第3項又は前条第1項により補助金の交付決定を取り消した場合に、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金の交付を受け、返還すべき

金額があるときは、当該金額をプロジェクト会議が指定する期日までにプロジェクト会議が指 定する方法で返還しなければならない。

2 プロジェクト会議は、第18条により補助事業者等に交付すべき額が確定した場合において、 すでにその額を超える補助金が交付されているときは、当該金額をプロジェクト会議が指定す る期日までにプロジェクト会議が指定する方法で返還しなければならない。

(帳簿の整備等)

第22条 補助金交付団体は、補助金交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当 該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金交付事業完 了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第23条 プロジェクト会議は、必要があると認めるときは、補助金交付団体に対し、補助金交付 事業の実施状況について報告を求め、又は事務局職員に補助対象事業の実施状況について調査 若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助金交付団体は、正当な理由がな い限り、これらを拒んではならない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、プロジェクト会議が 必要に応じてその都度定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日まで適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、第14条の規定により交付を受けた補助金について、第18条から第21条までの規定は、なおその効力を有する。

附 則(令和2年6月1日改正)

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日まで適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、第 14 条の規定により交付を受けた補助金について、第 19 条から 第 23 条までの規定は、なおその効力を有する。

別表(第5条関係)

経費の種類	主なもの
報償費	講師、出演者等への謝礼等、団体の構成員以外の者に支払う経費
旅費	講師、出演者等(団体の構成員を除く)の交通費及び宿泊費
消耗品費	文具、その他の消耗品等(1個当たり3万円未満のものに限る)
印刷製本費	ちらし、ポスター等の印刷代、コピー代
通信運搬費	文書の郵送料、配送料等
保険料	イベント保険料、傷害保険料等
委託料	専門知識・技術を要する業務等、事業の一部を外部に委託した費用
使用料及び賃借料	会場借上げ料、各種機材レンタル料等
諸経費	その他、プロジェクト会議が当該事業実施に不可欠と認めた経費

備考

- 1 この表に掲げる経費であっても、社会通念上補助することが適当と認められないものについては、補助対象経費としない。
- 2 補助対象経費となる委託料は、その総額において補助対象経費の総額の2分の1未満であるものとする。